

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 10 月 19 日改定）

掲載日 2026 年 10 月 19 日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<u>(新設)</u>	<u>第 6 章 マイナンバーカード本人確認アプリ</u> <u>第 82 条（総則）</u> 第 1 章及び本章は、当行が提供するマイナンバーカード本人確認アプリの利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用に当たっては、第 1 章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。
<u>(新設)</u>	<u>第 83 条（定義）</u> 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 <u>①「本アプリ」</u> 当行が提供するマイナンバーカード本人確認アプリという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。 <u>②「本サービス」</u> 本アプリを利用者端末にインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。 <u>③「利用者」</u> 第 1 章及び本章に同意のうえ第 85 条に定める手続きを行い、本アプリ及び本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 <u>④「利用者情報」</u> 利用者のマイナンバーカードに格納された個人番号、氏名、住所等の情報をいいます。 <u>⑤「利用者端末」</u> 通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。
<u>(新設)</u>	<u>第 84 条（本サービス）</u> 1 本サービスは、次の各号のとおりです。 <u>① ダイレクトサービス（ゆうちょダイレクト規定第 1 条（ゆうちょダイレクト）に規定するダイレクトサービスをいいます。）において投資信託口座等（投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 6 項に規定する投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第 1 条（規定の適用範囲）第 1 項に規定する振替決済口座をいいます。）の開設の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて利用者のマイナンバーカードに格納された署名用電子証明書による地方公共団体情報システム機構（以下本章において「J-LIS」といいます。）と連携した本人確認を行う取扱い</u> <u>② 利用者情報の当行への送信</u> 2 本サービスを利用した場合におけるゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは「スマートフォンアプリ利用規定第 6 章に定める本人確認」と、同条第 2 項及び第 3 項中「記号番号等」とあるのは「利用者情報」と読み替えるものとします。
<u>(新設)</u>	<u>第 85 条（本アプリの内容及び利用条件）</u> 1 利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始することにより、本サービスの利用を申し込みます。本アプリのインストールの完了により、当該申込みを当行が承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができます。本アプリの動作確認済の端末及び OS については、当行所定のホームページをご覧ください。 2 本アプリの利用料金は無料です。ただし、本アプリのダウンロード及び利用の際に発生する通信料は、利用者の負担となります。また、本アプリのバージョンアップ等に伴う再ダウンロードの際に発生する通信料も

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 10 月 19 日改定）

	<p><u>利用者の負担となります。</u></p> <p><u>3 本アプリ及び本サービスの利用可能な日及び時間帯は当行所定の日及び時間帯とし、利用者は、第 1 章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</u></p> <p><u>4 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとします。</u></p> <p><u>5 利用者は、本アプリを私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</u></p> <p><u>6 利用者は、本アプリを当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>7 本サービスの提供を受けるために必要な利用者端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</u></p> <p><u>8 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行うものとします。</u></p> <p><u>9 本アプリをインストールした利用者端末が盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</u></p> <p><u>10 本規定に定めのない事項については、当行が別途定める関連規定により取り扱います。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 86 条（委託）</u></p> <p><u>1 当行は、本サービスの運用を TOPPAN 株式会社（以下本章において「TOPPAN」といいます。）に委託します。</u></p> <p><u>2 本アプリの利用に際し、利用者は以下に同意するものとします。</u></p> <p><u>① TOPPAN が、利用者の電子証明書の有効性（失効情報）を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づき、同法第 17 条第 1 項第 6 号の電子署名等確認業務受託者として J-LIS に確認し、取得すること</u></p> <p><u>② TOPPAN が、利用者の署名用電子証明書の対となる利用者証明用電子証明書の情報（電子証明書シリアル番号）を J-LIS に確認し、取得すること</u></p> <p><u>③ 前号の情報の取得のために、TOPPAN が J-LIS に対し、利用者の電子証明書シリアル番号を提示すること</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 87 条（本アプリ及び本サービスの内容変更等）</u></p> <p><u>1 当行は、利用者への事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本アプリの機能追加・機能削除・機能変更等を行うことがあります。</u></p> <p><u>2 当行は、利用者への事前の通知をすることなく、当行の判断により、本サービスの内容の追加又は変更を行うことがあります。この場合、第 2 条第 1 項の定めに従い、公表その他相当の方法で周知します。</u></p> <p><u>3 当行が本アプリ及び本サービスの内容の全部又は一部を変更又は改良（バージョンアップ）した場合、又は利用者が利用者端末の設定その他利用状況を変更した場合には、本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。この場合には、利用者端末の設定その他利用状況によっては、本アプリ及び本サービスが利用できなくなる場合があります。</u></p> <p><u>4 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法でその旨を利用者にあらかじめ通知又は公表します。ただし、緊急の場合は、利用者への通知又は公表が事後になることがあります。</u></p> <p><u>5 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるも</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 10 月 19 日改定）

	<p><u>のとします。</u></p> <p><u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に係るメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p><u>② アクセス過多その他の予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合</u></p> <p><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑥ 火災、停電その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 88 条（本アプリの権利帰属及び利用範囲）</u></p> <p><u>本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行又は正当な権利を有する第三者に帰属します。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 89 条（禁止行為）</u></p> <p><u>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</u></p> <p><u>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p><u>④ 当行又は他の利用者その他の第三者に成りすます行為</u></p> <p><u>⑤ 他の利用者の署名用パスワード又は券面事項入力補助用暗証番号（以下この章において「パスワード等」といいます。）を利用する行為</u></p> <p><u>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p><u>⑦ 本サービスに係る記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、伝送、配布等をする行為</u></p> <p><u>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p><u>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</u></p> <p><u>⑩ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負担をかける行為</u></p> <p><u>⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</u></p> <p><u>⑫ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p><u>⑬ 他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p><u>⑭ 第 1 章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p><u>⑮ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p><u>⑯ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 90 条（本アプリの利用に際しての注意事項）</u></p> <p><u>1 利用者は、第三者が本アプリをインストールした利用者端末を用いて、本アプリ及び本サービスを利用しないよう当該利用者端末を利用者自身の責任において厳重に管理してください。</u></p> <p><u>2 利用者は、第三者が作成した類似アプリ（本アプリに類似した悪意のあるアプリケーションをいいます。以下この項において同じとします。）を</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 10 月 19 日改定）

	<p><u>利用しないようにご注意ください。類似アプリを利用した場合には、利用者のパスワード等の抜き取り、コンピュータウイルスの感染、個人情報の漏洩が生じる可能性があります。</u></p> <p><u>3 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると判断した場合には、事前に通知することなく、本アプリ及び本サービスの利用停止、終了又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</u></p> <p><u>① 第 1 章及び本章に違反した場合</u></p> <p><u>② 当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p><u>③ 当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p><u>④ 手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p><u>⑤ 死亡した場合</u></p> <p><u>⑥ 当行の貯金等共通規定第 11 条各号のいずれかを満たさないものと当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>⑦ 一定期間ご利用がない場合</u></p> <p><u>⑧ 本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>⑨ その他前各号に類する事由があると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>4 利用者は、前項に基づき本アプリ及び本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置が取られた場合には、当行は、利用者情報、利用履歴に関する情報その他のコンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限りません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</u></p> <p><u>5 当行は、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 91 条（情報の取扱い）</u></p> <p><u>1 利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシーに従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、利用者の電子証明書に登録されている内容について、開示要求、訂正等の要求に応じる義務を負わないものとします。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 92 条（免責事項等）</u></p> <p><u>1 本アプリ及び本サービスの利用に関する不具合（表示内容の誤り等）、利用者端末に与える影響及び利用者が本アプリ及び本サービスを利用できないことにより生じた損害については、次条第 2 項の定めに従うものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</u></p> <p><u>3 利用者は、本アプリがすべての利用者端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する利用者端末の OS のバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 10 月 19 日改定）

	<p><u>が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</u></p> <p><u>4 利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>5 利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>6 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、次条第 2 項の定めに従うものとします。</u></p> <p><u>7 前各項のほか、以下の事由により、本アプリ及び本サービスが利用できなかった場合に生じた損害について、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</u></p> <p><u>② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p><u>③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき（当行にも責に帰すべき事由がある場合を除きます。）</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第 93 条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p><u>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>2 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、この限りでないものとします。</u></p>

以 上